

パ理 17-27
平成 18 年 3 月 10 日

組合員 各位

日本パーマネントウェーブ液工業組合
理事長 田尾 有一

パーマネント・ウェーブ用剤の成分表示について

拝啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は当組合の運営に関し、ご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当局の要望を受けて当組合ではパーマネント・ウェーブ用剤の成分表示に係る検討を行って参りましたが、この度別紙の通り「医薬部外品の成分表示に係る日本パーマネントウェーブ液工業組合の基本方針について」を取りまとめ、これに則り実施することと致しましたので、ご連絡申し上げます。

ここで、当該基本指針の内容は、日本化粧品工業連合会（粧工連）の作成した「医薬部外品の成分表示に係る日本化粧品工業連合会の基本指針について」と同一の内容となっています。

これは、一企業で複数区分の医薬部外品を取り扱っている状況から、パーマネント・ウェーブ用剤のみが独自の表示ルールを採用した場合には、区分が異なる医薬部外品の表示を行う際での誤認や消費者への説明が煩雑になる等問題発生が懸念され、多くの企業が参画されている粧工連の基本方針に同調することで、このような懸念は軽減化され、企業にとっても消費者にとっても賢明な選択と考えられることによります。

実施まで余り時間の余裕がない状況にはありますが、組合員各位におかれましては、本基本指針に則り、パーマネント・ウェーブ用剤の成分表示を遺漏なく実施して頂きますよう、ご理解をお願い申し上げます。

なお、本基本指針は、各都道府県の薬務主管部宛に粧工連から一括して案内を連絡する予定でありますと共に、粧工連主催の「医薬部外品の成分表示等に係る説明会」が 3 月下旬に開催されますので、各社で情報収集に努めて頂きますよう申し添えます。

敬具